

岐阜県環境影響評価審査会 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成30年6月5日（火） 午後1時45分～午後3時30分
- 2 場 所：岐阜県水産会館2階 中会議室
- 3 議 題：中津川市内山口下島地区発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について 他
- 4 出席者：北田委員、山澤委員、中西委員、廣岡委員、神谷委員、奥村委員、鹿野委員、浅野委員、窪田委員、高田委員、安藤委員、清水委員、竹中委員、高木委員、寺田委員、山口委員、津川委員、山田委員
関係市町担当者2名、県関係課等担当者16名、事務局6名、傍聴者なし
- 5 議 事：中央新幹線事業に係る環境影響評価手続きについて事務局が説明
中津川市内山口下島地区発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果並びに委員等の意見に対する事業者の見解等について事業者から説明の後、質疑応答を実施
その後、今後のリニア中央新幹線の発生土置き場の審査は原則として委員会で行うことを事務局から提案し、了承を得た。

○中津川市内山口下島地区発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について

<委員の意見に対する事業者の見解等>

【事業者】

まず、大気質の影響検討地点が大気質の調査地点と異なる理由及び影響検討地点の選定理由です。検討地点は、車両走行が計画されている運行ルートとなる市道 中畑-新屋線の沿道のうち、住居等の分布状況を考慮し設定しました。大気質のデータは、検討地点付近の2地点での既存の現地調査結果を活用し、その2地点で比較して、安全側での評価となるように設定しております。

続いて、乙姫大橋からの景観について、シートの配色の配慮に関するご意見です。発生土を覆うシートの配色を一般に用いられることの多い青色からアースカラーの黒緑色とすることで、現在の景観と調和のとれた新たな景観になるよう配慮していきます。

続いて、モニタリング地点に関するご意見です。先ほどの影響検討書の説明においても触れましたが、大気質、騒音、振動について、運行ルートから寄与度が高い地点及び住宅等が近接する地点を考えております。大気質、騒音、振動のモニタリングは、発生土の運搬の期間のうち影響が最大となる時期に実施いたします。また、地下水の水質については、地下水の流れを踏まえて、発生土仮置き場を挟むように設置した2地点の観測井戸を設け、計測をします。また、水質については、工事排水を放流する箇所の下流地点と、発生土仮置き場の排水路等の流末箇所として各区分に設けております集水ピットにて調査します。土壌汚染は、発生土仮置き場にて調査します。なお、モニタリング位置につきましても、昨年9月に弊社が開催しました中央新幹線岐阜県内建設発生土検討委員会における有識者のご意見を踏まえて採用をし、岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく協議を実施しております。

続いて、建設機械の稼働に伴う影響について選定項目から除外した理由及び粉じんの舞い上がり対策に関するご意見です。仮置き場で稼働する建設機械は、要対策土が集中した場合を想定しても、最大で1日あたり4台で、最接近の住居までの距離は約100mです。以上より大気質、騒音及び、振動への影響については、非選定としました。また、粉じんについては、環境保全措置を適切に実施すること、発生土仮置き場での発生土の搬入、締固め作業中の粉じん等の舞い上がりを低減するよう作業の際にシートをはがす範囲を必要最小限といたします。

続いて、大気質の調査及び影響検討について、風配図と検討に用いた気象条件の風向頻度が整

合していないというご意見です。検討に用いる気象状況、風向、風速につきましては、風配図に示しましたとおり四季の全時間帯の風向頻度として整理し、検討に用いました。一方で、粉じんの影響検討は、工事用車両の運行時間帯である8時から12時、13時から17時について、季節別に集計した出現頻度と平均風速として整理し、検討に用いました。この考え方は、道路環境影響評価の技術手法に基づくものでございます。

続いて、発生土の仮置き場の容量についてのご意見です。約22,600m³という容量ですが、搬入出来る最大容量として設定してございます。

続いて、発生土仮置き場の土留壁について、水路側へ発生土が崩れ出る危険性はないかというご意見です。仮置き場の構造ですが、適切な盛土勾配を確保し、盛土の法尻から土留壁まで1.5mの平場を設けること、重機を用いて50cm程度を基本として均等に締固めること、盛土全体を遮水シートで覆い、風雨による雨水の浸透を防止することにより、発生土が崩れ出ることはないと考えております。土留壁の高さは30cmで、L型擁壁を考えております。発生土搬入時に急な天候の変化が生じた場合でも、盛土を遮水シートで覆い、雨水の浸透を防止してから作業を終了します。また、台風などの大雨が予想される際には、遮水シートの飛散防止対策を実施し、定期的に巡回点検を実施します。

続いて、耕土、発生土の保管において流出しないようにとのご意見です。これまでご説明した構造で適切に施工するとともに、定期的な巡回、確認、必要に応じた修繕により流出を防止します。

続いて、乙姫大橋からの景観及び乙姫岩を観察する際の人の出入りに関するご意見です。乙姫大橋が乙姫岩の見学、観察地点となることについて、資料編の方に今後、追記いたします。また、乙姫岩への見学の道筋付近に、発生土仮置き場が存在することになりますが、仮囲い外周の現道を使用することは可能です。乙姫岩を観察する人の出入りを支障しないよう配慮してまいります。

続いて、底面コンクリートや遮水シートの確認、周辺の地下水や河川水の状況のモニタリングに関するご意見です。構造についてはご説明させていただきましたが、それに加えまして、定期的な巡回の実施、遮水シートやコンクリート構造物の設備等の確認、必要に応じた修繕を実施します。底版に設置する遮水シートは、コンクリートにより挟み込む構造として、遮水シートが損傷することを防止いたします。また、周辺の地下水や河川水のモニタリングですが、先ほども述べましたとおり適切に実施してまいりたいと考えております。

続いて、事後調査の結果の公表方法及び専門家を交えた調査の実施に関するご意見です。事後調査の結果の公表については、希少種保護の観点から非公開とすべき重要種確認位置図等を除き、原則として事業者である当社が行います。また、事後調査の期間や実施頻度は種によって異なるため、専門家等に相談しながら決定します。移植、播種後の生育状況の確認については、専門家の助言を受け、事後調査報告書で報告いたします。

続いて、地域を特徴づける生態系の意味及び生態系を選定項目から削除した理由に関するご意見です。地域を特徴づける生態系の考え方は、まず、動植物及びその他の自然環境の概況について調査し、それらの結果を踏まえ岐阜県内では地域を特徴づける生態系として、山地の生態系、里地・里山の生態系、市街地の生態系の3つに区分しました。中津川市山口下島地区は山地の生態系に該当します。次に各生態系に生息、生育する主要な動植物種、生息、生育基盤の状況を整理し、上位性、典型性、特殊性の観点から、各生態系における注目種等を選定し、注目種等の生息、生育環境の変化の程度について予測、評価したというのが評価書の記載内容になります。今回は、発生土仮置き場の設置により、注目種等について魚類、底生動物は選定されておらず、今回の変更が動植物の生育、生息環境を大きく変えることがないため、地域を特徴づける生態系への影響のおそれがないと記載しました。なお、地域を特徴づける生態系という用語は、当社が環境影響評価を行う上での指針とする省令において使用されています。

<中津川市及び県関係課の意見に対する事業者の見解等>

【事業者】

まず、雨天時に発生土を搬出する際の作業内容に関するご意見です。降雨時の発生土運搬は、極力避けるように配慮いたしますが、降雨時にどうしても作業を行う場合には、発生土の締固め作業のためにシートを剥がす範囲を必要最小限とし、雨水の流入量を低減します。また、施工中、仮置き中の降雨時は、遮水シートで発生土を適切に覆うことで浸潤水の発生自体を防止することを基本とし、仮置きした発生土からの浸潤水は、山口下島地区発生土仮置き場内に設置する集水ピットに貯水します。また、自然由来の重金属等の濃度が排水基準を満足し、かつpH及び浮遊物質量が排水基準を満足しない場合に山口非常口工事ヤードへ運搬します。そのため、発生土に浸潤した排水の運搬は、発生土からの排水量及び水質によりますが、台数は限定的であると考えています。

続いて、工事ヤードにおける要対策土の選別手順、検査方法に関するご意見です。トンネル掘削による発生土は、土壤汚染対策法対象外とされておりますが、事業者の取り組みとして、土壤汚染対策法に定める基準値を超える自然由来重金属等を含む発生土、いわゆる要対策土が確認された場合は、建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブックに基づき適切に処理します。まず、発生土処理のフローですが、トンネル掘削による発生土をトンネルから搬出し、工事ヤード内の土砂ピットに仮置きします。ここから一部の土をサンプリングし、試験を実施します。その試験の結果、土壤汚染対策法に定める基準値内の土は、発生土置き場へ運搬し、基準値を超えたものは、山口下島地区発生土仮置き場へ運搬し、管理することとし、その後最終的な発生土置き場へ運搬します。発生土の試験の内容ですが、建設工事で発生する自然由来重金属等対応ハンドブックの内容を踏まえ、発生土に含まれるカドニウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、フッ素、ホウ素の8項目について、短期溶出試験を実施します。また、酸性化可能性試験としてpHを測定いたします。

続いて、周知の埋蔵文化財包蔵地 下島遺跡に関するご意見です。中津川市文化スポーツ部文化振興課にヒアリングを行い、発生土仮置き場計画地には周知の埋蔵文化財包蔵地 下島遺跡が存在することを確認しました。影響検討書を修正するとともに、関係法令に基づき、関係箇所と調整のうえ、適切に対応してまいります。

続いて、排水基準に関するご意見です。発生土仮置き場における要対策土と浸潤水は、雨水排水と別系統としております。水量はわずかであることから、水質汚濁防止法に基づく排水基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例を順守することで河川環境は保たれると考えております。SSやpHが基準を満足していない場合には、山口非常口工事ヤードに運搬し、濁水処理によりSSやpHが排水基準を満足した場合に前野川若しくは大沢川へ放流します。また、自然由来重金属等の排水基準を満足しない場合には、産業廃棄物処理することを考えております。なお、山口非常口工事ヤードへ運搬した排水は、河川環境や水道事業に影響を及ぼさないよう水道事業者等との協議を踏まえた対策を適切に講じてまいります。

<質疑応答>

【会長】

それでは質疑応答に入ります。事業者から影響検討書と委員、中津川市及び県からの質問に対する見解が示されました。意見や質問がありましたらお願いします。

【委員】

影響検討書2-4、2-5ページの地下水の水質のモニタリングに係る観測井の配置についてですが、これについては既に地下水の流向を把握されているという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】

地下水の流れについては、発生土仮置き場のあたりが河川に向けて下り勾配となっていますので、この向きに流れていくと考えています。

【委員】

地形から判断されたということですね。地下水はそこに存在しているかどうかは、これから調べるのですか。水面がどこにあるかということですが。

【事業者】

観測井は設置済みで、水位も確認しています。

【委員】

水位はGLマイナスで、どれくらいですか。

【事業者】

2点ともGLマイナス2メートル程度のところに地下水があります。

【委員】

観測井は、バックグラウンドの左上の点と、汚染があった場合に備えた右下の点ということですが、あくまで点の情報です。流向から考えて左上から右下という考え方と思いますが、右下の点だけでは拡散した場合に捉えられない可能性があります。どうお考えですか。あと、重金属ですから深度の方向も気になりますが、その点についてどうお考えですか。モニタリングの体制についてどこまで詰められているのかお伺いします。

【事業者】

下流側の1点では点での情報しか得られないというご意見ですが、それにつきましては、その後、地下水の流れが出ていきます木曾川の下流側で河川水を測っています。地下水と異なる部分もあるかも知れませんが、こちらで補足できると考えています。

【委員】

木曾川では、希釈後を捉えることとなってしまいます。あくまで仮置き場から出てくるところがどうであるかを考えるべきです。例えば、仮置き場の下流側で観測点を増やすことは考えていませんか。

【事業者】

今のところ、地下水の観測地点は上流側・下流側で各1地点と考えています。

【会長】

それできちんと担保できるか、環境影響を防げるか、ということだと思います。これで十分なのでしょうか。

【事業者】

仮置き場の底版は、遮水シートを保護マットでサンドイッチして溶着し、さらにコンクリートで挟み込む構造であり、有識者に検討いただいたものです。基本的には堆積した土からの浸潤水は、有孔管を通じて集水ピットに集まります。二重、三重の構造にして地下浸透の防止を徹底し

ていきますので、モニタリング地点としては、上流と下流の各1地点と考えています。また、着工前の複数回、初期値として測定し、水質の誤差を踏まえて、漏出がないことを確認していきます。まずはこの2地点としたいと考えています。

【委員】

遮水構造については重々理解していますが、不測の事態への対応というか、汚染が出てからの対応では遅いので、事前にモニタリングしておいて、そこで何とか食い止めようという考え方だと思います。遮水構造が万能だという認識を外していただいたほうがよいと思います。例えば、耐震性の問題とか、いろいろな事態が予想される中で、モニタリング体制に最善を尽くすという考え方でいかないと。遮水構造だから漏れるはずがない、それが前提ということではなく、そういう構造でも起こり得ることをある程度考えておかないといけないと思います。例えば、モニタリング地点をもう少し増やすことぐらいは比較的容易ではないかと思いますので、参考にさせていただければと思います。

【会長】

今のご意見については、もう一度検討してください。
他にいかがでしょうか。

【委員】

事業者の「埋蔵文化財包蔵地は分布していない。」との記載に関して、文化伝承課から「周知の埋蔵文化財包蔵地 下島遺跡が所在する。」という指導があったようです。基本的には、県の文化伝承課や中津川市と協議して進めていただきと思います。それに関連して申し添えますが「周知の埋蔵文化財包蔵地」の「周知」というのは、埋蔵文化財や遺跡は、そこにあるかどうかを含めて事前にはわからないので、広く事前に文化財保護法の保護対象としていくというのが主旨です。「埋蔵文化財包蔵地が存在していない。」ということはどんな場合でも言えないので、影響検討書の4-4-1-1ページの文化財の記載も修正いただき、現段階ではわからないということを前提に、知らないうちに無くなってしまったり傷つけたりということがあっても後々大変なので、十分に協議して進めていただきたいです。

【事業者】

周知の埋蔵文化財が存在するということですので、今後とも関係各所との協議をしっかりと実施して、工事にあたり必要な手続きを行う、慎重に工事を進める、何かあった時は関係各所に連絡して報告する、ということを徹底していきたいと考えています。

【委員】

要対策土の仮置き場で、一般の要対策土ではない土については他に埋立地を用意していることですので、運び込もうとしている場所から、どんな重金属が出るのか、既に調査で確認されているのか、予測されるのか、その点を教えていただきたいのですが。

【事業者】

今回の工事に関して重金属の試験はしていません。これまでの周辺の事例から、ヒ素・フッ素を含む土が発生する可能性があると考えています。

【委員】

まだ、はっきりわかっていないということで、この仮置き場は使用されない可能性もあるとい

うことですね。とりあえず設置ということで仮置き場としていますが、要対策土が発生しない場合は、ここを使わないということですね。

【事業者】

要対策土が発生しない場合は使用しないことになります。要対策土が発生した場合を想定して、運び込める場所を用意しておくということで計画しています。

【委員】

今の質問と関連しますが、仮置き容量の22,600立方メートルというのは、今回の工区から発生する全土量の何パーセントくらいですか。

【事業者】

中央アルプストンネル山口工区からの想定発生土量は、ほぐし量で約900,000万m³、発生土の容量としては約740,000m³で、今回の22,600m³は約3%程度になります。

【委員】

3%以上の要対策土が発生した場合、何か対策を考えているのですか。

【事業者】

基本的には、最終処分としては、自社用地での封じ込め、あるいは処理業者への持ち込みを考えておりますが、仮置き場の増設を含めて総合的に考えてまいります。

【会長】

仮置き場の設置は平成35年までという計画ですが、その変更はあり得るのですか。

【事業者】

影響検討書の2-7ページに工事工程を示しておりますが、工事工程の盛土工と撤去工は点線で示しております。これは、掘削土のうち要対策土はいつ、どれほど発生するか不明ということで点線で表記しています。撤去工については最終処分地が確保できれば、そちらに搬出しますので、その際に撤去することになります。ですが、その時期を明確に申し上げることが難しい時期であることから点線で示しています。仮置き場の撤去時期が早まることもあり得ます。

【会長】

この場所で堆積土の入れ替えということもあり得るのでしょうか。想定より多く出たので、一度最終処分地に搬出し、新たな発生土を仮置き場に搬入することは想定されていますか。

【事業者】

トラックへの積み込み、発生土仮置き場への敷き均し、さらに遮水シートをかけるなど手間がかかるので、一度造成した仮置き場で高さ5メートルまでの盛土を構築した後は、最終処分地に搬出するまでそのまま存置するというのを考えていきます。もしも多くの要対策土が発生した際に、その時点で最終処分地がある場合には、仮置き場を経由せずに最終処分地に運搬することを考えています。

【委員】

資料編 環10-1-1ページのモニタリングについてですが、1回実施するという事につ

いて考え方を教えてください。

【事業者】

例えば、工事前に1回というのは、作業を始める前の初期値として1回測定するという事です。工事中は毎月1回測定するという考えです。

【委員】

大気質や騒音、振動については、最も影響が大きくなる時期に1回実施するという事ですが、瞬間を測るということではなく、1日とか1週間とかの測定だと思いますが、どのように想定されていますか。

【事業者】

大気質については1週間の測定、騒音・振動については1回、1日の測定を考えています。大気質の測定は1週間ですが、要対策土がいつ発生するかということが、なかなかわからないというところがありますので、測定を始めた後に実際には車両走行が少なかった場合には、測定期間を再設定して測定してまいります。

【委員】

元々この場所の交通量は多くなくて、調査結果では大型車は1日50台くらいの走行ということですが、今回の工事で最大片道150台の走行が想定され、従来より大型車がたくさん通行することになりますので、住民が、特に騒音・振動に関しては気にされるのではないかと思います。住民から何らかの苦情が出た場合は、誠意を持って対応していただきたいですし、できるだけ対策をとっていただく必要があると思います。

【事業者】

周辺の住民からの苦情があった場合には、対策を考えて実施していきたいと考えています。

【委員】

この場所は既に田圃で改変されているということですが、いつまで田圃として利用されていたのですか。

【事業者】

昨年度まで田圃として使われていました。本年度はこの計画があるため、田植え等は実施されておりません。

【委員】

小型の哺乳類で重要な種がいるという報告があります。土を運搬する際に利用する道路付近での生息が想定されます。この種の保全をするために、工事従事者への指導について対策を考えていますか。具体的なことがあれば教えてください。

【事業者】

工事従事者に対しては、改変の規模を広げない、改変範囲外にむやみに立ち入らない、ゴミなどを捨てない、タイヤ洗浄を徹底するなどの指導を行っていきます。

【委員】

この種に特化したことではなく全般的な内容ということですね。

【事業者】

はい。全般的な内容です。

【委員】

予想される生息地は、直接、土を置く場所ではないことから、可能な限り影響を回避するというところで検討いただいたと思います。しかし、多くのトラックが通行するので、振動等により繁殖等に影響を与える可能性があります。この種の専門家に繁殖等への影響回避について意見を聞き、対策に反映していただきたいと思います。

【事業者】

有識者にも意見を聞きながら工事を進めていきます。先ほど申し忘れましたが、工事従事者には工事の平準化、つまり車両通行の集中を避けるように指導し、騒音や振動を低減するよう配慮していきます。

【委員】

資料編 環4-1-1 ページの発生土仮置き終了後の対応ですが、「地権者へ土地をお返しする前に仮置きした発生土の状況や水質モニタリング結果等を踏まえ、必要な項目について、土壤汚染対策法に定める基準値以下であることを確認する。」ということですが、具体的には、どこまでモニタリングするのでしょうか。水質で基準超過があれば、全体的にモニタリングするのですか。土を入れ替えたりするのですか。

【事業者】

土壤汚染対策法に定める取り組みを実施していきますが、具体的な内容は詰めておりません。もし汚染があった場合は地権者と協議して必要な対策を実施していきたいと考えています。そのうちのひとつとしては、ご意見にあった土を入れ替えることや、調査地点を増やすことなども含まれますが、具体的なことは今後検討していきたいと考えております。

【委員】

水質調査で異常があったとして、どの場所の土が汚染されているのかを探索するには、1か所では難しいので、その点を踏まえて土壤調査を実施していただきたいと思います。

【委員】

ヒ素やフッ素を含む土の発生が想定されるということですが、ヤードは汚染物質で区分するのですか。それとも一緒にしてひと山にしてしまうのですか。

【事業者】

掘削土は1日1回を基本に検査をすることを考えております。1日に発生した掘削土を各々区分けできる土砂ピットを設けて、そこからサンプリングして試験をします。その結果、基準値を超える場合は、その1日分すべてを要対策土として仮置き場に持っていくことを考えております。

【委員】

仮置き場での山は、フッ素とかヒ素とか色々な汚染の土壌をまとめて山にするということですか。

【事業者】

仮置き場ではまとめて山にしていくことを考えております。

【委員】

どの場所から汚染したのかを明らかにするには、区分するのがいいと思いますが。

【事業者】

仮置き場で山にした要対策土は最終処分地に運搬していきます。仮置き場は、底版コンクリート等の遮水で外に漏れ出ることはないとの前提で考えていますので、汚染物質ごとに区分して仮置きすることは考えていません。一つの区画ごとに盛り土をしていくことを考えています。

【委員】

最終処分を考えた時に、汚染物質ごとに区分したほうがやりやすいのかとも思いますが、いかがですか。

【事業者】

汚染物質によってということではなく、自社用地に封じ込めをして、そこから水分が漏れ出ないような対策を実施していきますので、汚染物質で分けて対策するという事は考えていません。

【委員】

発生土は1日1回の判定ということですが、掘進距離は1日あたりどれくらいですか。重金属が出そうな地層は予測できると思うのですが、このような部分の判定手順とか決めごとはありませんか。メートル単位で判定する場合もあると思いますが、そういうことではなくて1日発生した分で判定するということですか。

【事業者】

掘進速度は地質や工法によって変わりますが、概ね5メートルから7メートル程度になるのではないかと考えています。1日1回を基本に管理していきたいと考えています。

【委員】

仮置き期間の上限を設定することは検討されていませんか。リスク回避のため、できるだけ仮置き場所から最終処分へ搬出するという考え方ですが、そういったことは検討されていませんか。置けるならできるだけその場所に置いていくということでしょうか。

【事業者】

現時点ではいつまでということは考えていません。

【会長】

仮置き場の終期が延長することはないと考えてよいのですか。撤去工が平成35年という計画が変わることはないですか。

【事業者】

現在の計画では遅くとも平成35年までには撤去することは考えていますが、トンネル工事が遅れた場合は、工事計画を変更することもあります。

【委員】

自然由来重金属のことですが、あの辺りの地質はよく調べられています。花崗閃緑斑岩が濃飛流紋岩に接する付近に熱のやりとりがあって濃集しているかもしれません。もう一つは阿寺断層がありますが、断層沿いに地下水への沈着の可能性があります。長野県境付近は花崗閃緑斑岩が分布するので汚染は少ないと思います。産総研の地質調査総合センターの鉱床関係の部署でかなり正確な情報があると思います。東濃のウラン鉱床と同様に、どこが出やすいかがわかるはずで、よく調べていただくと、効率よく工事を進められると思います。

【委員】

リニア事業は発生土の置き場が確定しないまま進んでいるわけですが、最終処分地が確定していないということは、長期に仮置きされたままの可能性があるということです。植物を復元すると簡単に説明していますが、無理な話ではないでしょうか。田圃だからいいというものではなく、周辺環境を大事にしていきたいと考えます。現場に存在する2種類の植物については比較的多くの場所で見られる全国的にも珍しいというものではありませんが、それが消失するということは、田圃の植生が消失するということです。移植や播種を行って、20年後誰が見届けるのか曖昧に感じます。事業が終了しておしまいでなく、事後の状況を見届けることが大切だと感じています。

【会長】

交通騒音で動物の繁殖への影響があるのではないかなど、いろいろな意見が出てきましたが、本編の3-1ページから3-3ページに影響検討が選定されなかった項目があるのですが、これについて意見があればお伺いします。

【委員】

「人と自然の触れ合い活動の場」について項目選定されていませんが、事業地は触れ合い活動の場ではないとしても、川に降りる道が近くにあり、散歩することで自然景観を楽しむことができる自然と触れ合う場として利用されている場所と感じます。事業地付近での動物の繁殖への影響なども想定されますし、工事やトラックの走行について、人と自然との触れ合い場であることを意識した配慮をお願いしたいと思います。

【委員】

景観は非選定とされていますが、5年間の工事期間があり、橋からの景観も大切ですので、景観に影響検討項目に入れていただきたかったと思います。5年後に必ず同じ景観になるとは限らないので、景観の専門家に意見をいただきながら検討いただきたいと思います。

【事業者】

人と自然との触れ合いの場については、できるだけ川へ近づく方への影響がないように配慮していきたいと考えています。誘導員をたてて案内したり、歩行者を優先するなどします。また、工事従事者に対しても具体的な内容で教育指導を行っていきます。

景観については、資料編にありますようにシートについてアースカラーに近い色を選定するなどの取り組みをしていきたいと考えています。工事後は原形復旧が基本となりますが、地権者や地元の方とも相談して進めていきたいと考えています。

【委員】

工事中に3メートルの囲いが設置されるとのことですので、囲いが設置されたイメージ図の提示などの対応いただければと思います。

【事業者】

今後検討させていただきます。

【会長】

いろいろな意見が出てきました。時間もきていますので終了とさせていただきますが、追加の意見があれば事務局に提出いただいて事業者の見解を求めたいと思います。